

労働運動から社会事業へ

——天達忠雄の1930年代前半の活動に焦点をあてて——

渡 邊 かおり

はじめに

本稿は、主に1930年代前半の天達忠雄の活動に焦点をあてて論じ、それらの活動が社会事業を再び学ぶための復学にどのようなつながっていったのかについて考察することを目的としている。天達が誕生してから、青年期に労働運動に関心を抱くようになるまでについては、拙稿「文化活動から労働運動へ—天達忠雄の青年期の活動に焦点をあてて—」で取り上げた¹⁾。その概要を確認すると、天達は幼い頃から鉱山で働く父親の仕事の関係で各地を転々としていたが、小学4年生の時から下関で過ごすようになった。そうした中、中学2年生の時に母親を亡くしたのを機に、人生について考える中で教会に通うようになり、キリスト者となった。そして、中学卒業後に社会の問題を学ぶために明治学院高等部社会科に入学し、セツルメントでの活動を行ったが、それと同時に下宿先で社会科学の入門書の講読会なども行った。また、伝道を行っている人を訪ねる経験をした際に、1人の老人がやって来て、「若い者は頭で考えようとするからいけない。足で考えてみなさい」と言われたことに感銘を受け²⁾、天達は「足で考える」こと、すなわち現場に足を運び自らの目で物事を確かめながら考えることを重視するようになった。しかし、結核になったこともあり、1年半後に明治学院を退学して下関に戻ることとなった。

以上のことを踏まえ、本稿では天達が明治学院を退学してから復学する前までの時期、すなわち1931年秋から1936年春までの活動に焦点をあてて論じる。この時期の活動については、天達の「略年譜」(『天達忠雄追悼文集』所収)で、「肺結核にかかり、ストライキの責任をとるような意味も含めて退学し、下関にもどり療養生活をおくる。この間、地方新聞社会部記者、父の鉱山事

業所事務員などを勤める。下関では、市内居住の失業朝鮮人・日本人による『日本人朝鮮人失業者同盟』創設にかかわり、逮捕されたこともある」と説明されている³⁾。これに基づき、本稿では天達に関わった労働運動と2つの仕事についてそれぞれ取り上げる。そのために用いる資料として、天達が自らの人生について最も詳しく語っている『記念樹とともに—明治学院大学社会学部50周年特集—』に所収の「社会科から社会学部へ—1教員の年代記メモ—」(以下、「年代記メモ」と略記)がある。本稿ではこの「年代記メモ」と、「略年譜」を主な手掛かりとし、さらに天達の友人らの証言や樋口雄一が天達に対して行った聞き取り(『天達忠雄追悼文集』所収)、及び遠藤興一による研究(1998)、そして地方新聞の記事と『特高月報』に基づいて天達の活動について確認する。ただし、治安維持法のもとでの労働運動には制約があり、その活動は水面下で行われたことから、この時期の活動については、天達や関係者の証言に基づく推測が多く含まれるという限界がある。あるいは、それらの証言も活動を行ってから数十年の年月が経ってからのものであり、記憶違いがみられる可能性もある。それでも、この時期の天達の活動を取り上げるのは、労働運動や複数の仕事をした経験から天達は多くのことを学び取り、そのことがその後の進路にも影響を与えたと考えられるためである。

1. 労働運動へのかかわり

(1) 日本労働組合全国協議会による活動

明治学院を退学した後に、下関に戻った天達が最初に行ったのは労働運動であった。樋口雄一は、天達に対して1974年2月18日に下関時代についての聞き取りを行ったが、それによると、天達は「1932~3年頃に下関

で失業者同盟の設立総会を開催した」が、「この時逮捕され十日間留置場に入っていた」という⁴⁾。さらに、この運動を継続し、「次には全協関係（日本労働組合協議会）でつかまった」とされる⁵⁾。この天達の発言にみられるとおり、下関に戻った天達が取り組んだのは、当時非合法とされた日本共産党の影響下で結成された、日本労働組合全国協議会（以下、全協）にかかわる労働運動である。

1917年のロシア革命後、日本でも広く社会主義が論じられるようになり、1920年代から1930年代にかけて社会運動や労働運動を担った人々の中で、社会主義に関心を持つ人は少なくなかった。天達も明治学院入学後に、下宿先で社会科学の入門書の講読会を行っている。それでは、当時の全協はどのような方針で労働運動を進めていたのだろうか。

全協は1928年3月に決議された赤色労働組合インターナショナル行動綱領に基づき、1928年12月23日付けの労働新聞に全協行動綱領の草案を発表した。そこでは、「労働者の言論、出版、集会、結社の自由」、「労働組合の組織並に活動の自由」、「労働者のストライキの自由」、「男女十八歳以上の選挙権並に其の行使の絶対自由」、「七時間労働制（一週三十九時間労働）鉱業労働並に危険作業及男女十八歳未満の労働者の五時間労働の即時実施」、「国庫全額負担による失業保険法の獲得並に老廃せる労働者及び死亡せる労働者の遺族の国庫負担による保険法獲得」、「全国的産業別労働組合組織の確立」、「朝鮮、台湾労働者の労働組合運動の自由並に内地労働者と同一待遇の獲得」など30項目が掲げられた⁶⁾。

全協行動綱領が目指したいくつかの項目は、戦後に日本国憲法や法律の中で似たような形で、あるいはその一部が実現される形で規定されることとなった。たとえば、「労働者の言論、出版、集会、結社の自由」は、日本国憲法の「集会の自由・結社の自由・表現の自由、検閲の禁止、通信の秘密（第21条）」で、「労働組合の組織並に活動の自由」や「労働者のストライキの自由」は、日本国憲法の「勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利（第28条）」で規定された。あるいは、「男女十八歳以上の選挙権並に其の行使の絶対自由」は、1950年に制定された公職選挙法において、日本国民で年齢満20歳以上の者の選挙権として認められることとなった⁷⁾。しかし、臣民を保護の客体と位置づけていた大日本帝国憲法のもとで、このような目標を掲げた全協を特高警察は「極左翼系」の労働組合と位置づけて厳しく監視した。

たとえば、内務省警保局保安課が毎月発行していた

『特高月報』の「昭和6年2月分」から「昭和10年8月分」までの間、全協は監視の対象となる団体・組織として巻頭の「運動状況種別」のリストに挙げられている。特記すべき事項がなければ記述が省略される場合もあったが、「昭和7年1月分」から「昭和9年12月分」までの3年間は、「昭和9年10月分」を除きすべての月で全協の動向が掲載されており、「昭和10年1月分」以降は掲載回数が急に減少している⁸⁾。これは、全協の活動が1932年から1934年にかけて活発に行われ、1935年以降にその活動が衰退したという表れでもある。下関においても、全協の活動は1932年頃から広がり、同年末から翌年の春にかけて特高警察による大弾圧が行われ、以降その活動は衰退していった。そして、下関で全協の活動が広がった1932年から1933年という時期は、天達が下関で労働運動を行った時期と重なっている。

この時期に全協の活動が広がった理由として、1929年10月にニューヨーク株式取引所の株価暴落を機に始まった金融恐慌が挙げられる。この影響は日本にもおよび、1930年から1931年にかけて、日本経済は危機的な状況（昭和恐慌）に陥った。こうした中、全協は1931年3月29日に、日本労働組合全国協議会中央常任委員会ならびに失業者同盟全国準備委員会の名で、失業反対闘争と失業者の組織方針を発表している。この方針の中で、全協は「失業に対する闘争は失業者のみの問題ではなく全ての労働者、即ち、失業労働者、就業労働者、労働婦人、労働青年、日本人労働者、朝鮮人、台湾人労働者、労働者の家族の共通の闘争であることを、実践を通じて示し失業に対する闘争を『失業を生み出す制度の打破』『失業と飢餓の資本家地主の政府打倒』の闘争に高めねばならぬ」と訴えている⁹⁾。さらに、失業者に対する特別な全国的組織は失業者同盟であり、「産業別組合に組織されたる失業者の他に未組織の失業者を広汎に組織しなければならぬ」と論じている¹⁰⁾。このように全協は、国籍を問わず全ての労働者による失業に対する闘争の必要性を指摘している。実際に、朝鮮人に対する蔑視や差別が公然と行われていた当時において、全協は朝鮮人を多数組合員としていた唯一の労働組合であった¹¹⁾。

天達は「年代記メモ」において、明治学院退学後に戻った下関の様子について、「当時はまだ世界恐慌の中で、下関には朝鮮人失業者が多数あふれていました。老若男女、一家をあげて『日本』に仕事を求めてきたものの、下関からさきには行くあてもなく、下関に滞留していました。当時のことですから汚れた白い民族服の人びとが多かったようです」と述べている¹²⁾。また、天達は樋口の聞き取りにおいても、当時の朝鮮人の生活が「極

めて貧しい生活を強いられ、とくに恐慌下で仕事もなく、ほとんどが失業状態に近かった」と語っている¹³⁾。明治学院でのセツルメント活動や社会科学の入門書の購読会を通して、貧困と労働の問題に関心を深めていた天達は、下関における朝鮮人失業者の姿を見て、失業者や労働者の待遇改善のために何かしなくてはならないと考えたのではないだろうか。

(2) 喫茶モロッコを通じた出会いと交流

下関においては、1920年代後半より労働運動が進められていた。その中心人物は山本利平であり、山本は1929年に山下富太とともに「下関合同労働組合（下関市西部一般労働組合）」（組合員130人）を結成し委員長となった。さらに、山本らは1930年5月1日に山口県内で初めてのメーデーを下関で行った。このように労働運動が進められる中で、1929年より国鉄下関車掌所で働いていた折井長司をリーダーとして、若者たちの間で『戦旗』や『プロレタリア科学』等の読書会が行われていた。

そして、社会主義や労働運動に関心を抱いていた若者たちは、山本が1932年7月はじめに下関で開店した「喫茶モロッコ」に集うようになった。喫茶モロッコでは唯物論研究が行われたり、労働運動や無産政党問題の対策会議が開かれたりするなど¹⁴⁾、労働問題に関心を持つ人々の集いと交流の場となっていた。また、山本はこの頃に天達と懇意になったと語っている¹⁵⁾。既に労働組合の結成やメーデーの開催等を行った経験がある9歳年上の山本から、天達が学ぶものは大きかったのではないかと思われる。

労働問題に関心を持っていた天達が、いつから具体的に労働運動にかかわるようになったのかは明確ではない。しかし、天達と共に労働運動を行った福田正義は、1933年1月3日に初めて天達に会ったが、それ以前から天達は「内務省関係（今の第四港湾）の組織活動をしていた」と語っている¹⁶⁾。現在の下関には、国土交通省九州地方整備局下関港湾空港技術調査事務所が設置されているが、この事務所のルーツは1912年に開設された内務省下関土木事務所下関機械工場と、1937年に開設された内務省下関土木出張所材料試験場である。そして、1943年にそれぞれの名称は、運輸通信省第四港湾建設部下関機械工場と、運輸通信省第四港湾建設部材料試験場に改称されている¹⁷⁾。このことから、福田の言う「内務省関係（今の第四港湾）の組織活動」とは、内務省下関土木出張所下関機械工場に関連した組織化活動だったと思われる。よって、詳しい時期は不明であるが、天達は遅くとも1932年には労働運動を始めていた

と考えられる。

だが、特高警察は下関の労働運動を先導する山本利平や、全協の活動を厳しく監視しており、下関における本格的な取締りは1932年秋より始まった。『関門日日新聞』では、「下関貯金支局に赤き分子策動す 下関署特高課大活動を開始 数名を引致取調べ中」と全協の活動が取り締まられる様子が報じられた¹⁸⁾。このように、下関における全協への弾圧は、井町喜久雄が代表であった下関貯金支局から始まり、翌年の1933年にかけて続くこととなった。

2. 下関における全協の取締り

(1) 「長関共産党」事件

1932年11月の井町の検挙を皮切りに、労働運動の仲間が捕らわれていく中、天達はそれまで面識がなかった福田正義のもとを訪ねている。前述したように、労働運動に関心を持つ若者たちは、喫茶モロッコで情報交換をしていた。おそらく天達も、喫茶モロッコやそこに通っていた青年たちから福田のことを聞いて、この日の訪問に至ったと考えられる。

福田は、天達と初めて出会った日のことについて、「昭和八年一月三日であった、と思う。彼は、青味がかかった紺のダブルのオーバーを着て、黒い帽子をかぶり、突然、私の常盤通りの仕事場に現われた」と語っている¹⁹⁾。正月三が日も明けぬ時期に、天達が福田のもとを訪ねたのは、仲間が捕まっていく危機的状況において、労働運動に理解を示す人々と出会い、連帯する必要があると考えたからだろう。天達が福田の仕事場を訪問した後、2人は下関の弾圧の状態を全協下関支部の中心人物であった折井長司に連絡するために、長府に向かった。福田は「私たちは道々まるで十年の知己のように何やかや話しあった」とし、「彼が文学・芸術について、なみなみならぬ知識をもっていることを知った」と語っている²⁰⁾。天達と福田は、出会った時から意気投合したようである²¹⁾。こうして2人は長府の折井のもとを訪ねて手短かに情勢を話し、連絡と打ち合わせを行った。

しかし、その後間もない1933年1月22日に、全協の一斉検挙が行われた。その結果は、『特高月報』に「全協（金属、交運、通信、一般）下関支部の検挙状況」として掲載されている。そこでは、「山口県警察部にありては、一月二十二日未明を期し、下関、徳山外三警察署管に分布する、極左分子百五十二名の一斉検挙を行ひ取調の結果、別表の如き全協（金属、交運、通信、一般）下関支部の組織判明せり。而して本月四日迄の送局者四十五名中全協関係者十九名（入党二、目逐一九）を算せ

り」と報告された²²⁾。特高警察の調べによると、下関における全協の産業別労働組合は、「交運」の下関支部（責任者：折井長司）、「金属」の下関支部（責任者：小幡某）、「通信」の下関支部（責任者：井町喜久雄、白井美雄）、「一般使用人」の下関支部（責任者：長岡重助、折井長司）があったとされる²³⁾。このうち、「一般使用人」の下関支部においては、さらに5つの分会があり、そのうちの1つに「内務省分会」（責任者：高須利治）が結成されていたが、前述したようにこの組織化に天達が関与したと考えられる。

1932年秋から1933年春にかけての特高警察による取締りの結果、検挙された者のうち、折井長司、井町喜久雄、川島義雄、飯田治男の4名が起訴されることとなった²⁴⁾。この時、最年長の折井は24歳であり、最年少の飯田は天達と同じ21歳であった。起訴後に留置生活の中で体調を崩した飯田は、保釈されたものの亡くなり²⁵⁾、裁判は折井、井町、川島の3名に対して続けられた。

そして、その裁判の様子については、『門司新報』に「長関共産党 公判始まる」の見出しで掲載された²⁶⁾。天達は樋口の聞き取りにおいて、「この事件は新聞に共産党事件として大きく報道されたが、実際には共産党は一人もいなかった」と語っている²⁷⁾。また、福田正義も「この“長関共産党”グループはジャーナリズムが“共産党”と名づけただけで、ほんとうは共産党員は一人もいなかったし、第一、共産党との連絡を持っていなかった」と語っている²⁸⁾。天達や福田が指摘するとおり、この事件で起訴された4名の犯罪事実は、「党员」ではなく「目録」であった²⁹⁾。三・一五事件を機に改正された治安維持法において、新たに規定された目的遂行罪（結社の目的遂行の為にする行為）が適用されたのである。

(2) 下関失業者同盟の結成と弾圧

特高警察による取り締まりが続く中で、山本利平らは労働者の連帯を目指し、朝鮮人労働者の失業救済工事で闘争を始めていた。この闘争では、朝鮮人の仲間を起ちあがらせるために、日本語で書かれたアジビラを朝鮮語に詳しい仲間が翻訳して配り、参加者を募った。当時の失業救済工事の賃金は、対岸の門司で1日80銭だったのに対し、下関は1日50銭だったため、何十人もの朝鮮人の失業者が起ちあがり、ついには賃上げを認めさせることとなった³⁰⁾。

さらに山本と仲間たちは、失業救済工事で働く人々を組織するために、朝鮮人が多く居住していた地域にある東大坪町公会堂で、下関失業者同盟の結成大会を開くことにした。樋口の聞き取りにおいて、天達は「1932〜3

年頃に下関で失業者同盟の設立総会を開催した」と語ったが、この大会は『門司新報』や『馬関日日新聞』において、1933年4月16日に行われたことが確認できる。そして、下関失業者同盟結成当日の様子については、山本と天達がそれぞれ語っているため、まずは両者の証言を照らし合わせながらその時の状況を確認する。

山本は、結成大会の際、「公会堂には、すでに特高課長の井上が来てい」とし、時間が早く人の集まりが少なかったが、「夕食が終った七時半すぎからどやどやと会場に仲間が集まりだし」て、超満員になったという³¹⁾。そして、「結成大会がはじまり、ぼくたちが演壇に立ちしゃべり出すと、ただちに『弁士中止』『弁士中止』と特高の連中は一言も、物をいわせないのですよ。役員だけは、とにかく選ぶことになりまして、僕が委員長ということで選ばれたわけです。そして、二、三日したら、また、ぼくをはじめ中心的な幹部は、さっと、豚箱にもっていかれました」と語っている³²⁾。

これに対し、天達は「友人の中にたった一人でしたが、無産政党運動の経験者がいました。この人を中心に私をふくめて四、五人の有志が相談して、日本人と朝鮮人の失業者を集めて失業者同盟をつくることにしました」と語っている³³⁾。「無産政党運動の経験者」の友人とは、無産政党議員の山下富太の支援をしていた山本利平のことだと思われる。さらにこの日の様子について、天達は「会衆は三〇人くらい集まりましたが、特高警察官が監視して、全部の演説者が、『弁士中止』で、不成功に終わりました。次の日の朝、私たち『首謀者』全員が警察に引っ張られました」と述べている³⁴⁾。このように、山本と天達は、特高警察による「弁士中止」の掛け声で大会の進行が妨げられ、関係者が逮捕されたと言っている。

下関失業者同盟の結成については、新聞に当日の様子や決議の内容がより詳細に掲載されている。『門司新報』では、「下関の失業者 同盟大会 決議を市当局へ」という見出しで報じられた。そこでは、「十六日午後七時より下関市東大坪町公会堂に於て現下の市失業者救済工事に就労せる労働者を中心に約二百名が集まり同町長岡重助氏外三名司会の下に下関失業者同盟結成大会を開き、左の如き決議をなし、之を市当局に手交する事となつた」とあり、「一、失業者に米と職を与へよ、二、失業救済工事の労働時間を八時間制とせよ、三、失業救済工就労者の賃銀は日給二円平均とせよ、四、救済工就労者の誠首絶対反対、外一項」という決議がなされた³⁵⁾。当日の司会者として名前が挙げられた長岡重助は、喫茶モロッコに通っていた青年の1人であり³⁶⁾、下

関の全協における「一般使用人」の責任者の1人でもあった。すなわち、山本が開いた喫茶モロッコに通っていた青年たちは、それまでも労働運動を進めてきたが、ついに朝鮮人とともに活動する組織として下関失業者同盟の結成を試みようとしたのである。

そして、『馬関毎日新聞』においても、下関失業者同盟の結成は「失業者に職と米を与へよ 下関失業者同盟結成大会の決議」という見出しで取り上げられ、「下関失業者同盟結成大会を十六日午後七時から市内東大坪町公会堂で開催、出席者百八十名」であったことと、決議について掲載された³⁷⁾。当日の参加者数について、天達の証言では30人くらいとあるが、『門司新報』では200名、『馬関毎日新聞』では180名とかなり多い。この人数差については解釈が難しいが、30人というのは最初に集まった人数で、山本の証言にある、7時半すぎからどよどよと仲間が集まりだして会場が超満員になったという状態が180名~200名だった可能性がある。

以上のように、下関失業者同盟は、既に労働運動経験が豊富であった山本利平を委員長として、天達も幹部の立場でかかわった。山本は、当時の巡査が朝鮮人に対して「なぐるとか、足げにするとか見ていても、だれでも怒りをおぼえるやり方」で残酷なことをしていたとし、「結局、働くもの、貧しいものは、国境を越えて手をつないで一緒になってたかかわないといけない」と強く考え、朝鮮人のたたかいを組織したという³⁸⁾。朝鮮人を取り巻く環境の厳しさに心を痛めていた天達も、山本の考えに共感を覚えたことだろう。

残念ながら下関失業者同盟の結成大会は、特高警察による弾圧で終わった。そして、この下関失業者同盟の結成へのかかわりが、天達にとっての初めての逮捕経験となった。天達は「経験も理論もない私たちは、他からの指導もなく孤立した『運動』でしたから警察としても案外のことだったとみえて、一週間くらいで釈放しました」と述べている³⁹⁾。前述したように、下関における全協の中心人物として起訴された折井長司たち4名の中にすら、一人も党員がいなかったことから、特高警察は取り調べをしたものの有益な情報は集められなかったのだろう。

この事件と関連して、『特高月報』には、この年の「メーデーに対する運動状況」が報告されている。その「山口地方」の状況については、「全協影響下関失業労働者同盟の残留分子（本同盟は四月廿日中心分子八名検挙せられたり）は、当日在留朝鮮人等を煽動して市内日和山公園に集合せしめ、検束者奪還を企てんとする計画ありたるも、警戒嚴重なりし為め不穩行動に移り得ず同公

園に参集したる幹部等も退散したり」とある⁴⁰⁾。つまり、下関失業者同盟の件で天達も含めた何名かが捕まった後も、関係者は仲間を取り戻そうと活動を行ったが、それは成功しなかったようである。

なお、天達が下関失業者同盟の件で捕らわれた期間について、年代記メモでは「一週間くらいで釈放しました」とあったが、樋口雄一の聞き取りでは「十日間留置場に入っていた」とある。さらに樋口によると、下関失業者同盟の運動を続けて全協関係で再び逮捕され、一ヶ月程留置されていたので獄中メーデーを行ったとある⁴¹⁾。すなわち、天達は下関失業者同盟創設の件で捕らわれて、一度釈放された後、短期間のうちに再び逮捕されて獄中でメーデーを迎えた可能性がある。

以上のように、下関における全協の活動は、1933年1月の一斉検挙と1933年4月の下関失業者同盟結成大会への弾圧を機に、衰退してゆくこととなった。そして、労働運動ができなくなった天達は、門司新聞社で記者になるという、新たな道を歩み始めたのである。樋口が下関時代について聞き取りをした際に、天達は「あまり話たがらない様子」であったという⁴²⁾。不本意ながら、労働運動の第一線から退かざるを得なくなった天達は、その無念の思いから語る口も重くなったのではないだろうか。

3. 門司新報社と金野鉦山での勤務

(1) 門司新報社社会部における記者活動

下関失業者同盟で逮捕されて釈放された後、天達は『門司新報』を発行している門司新報社で、社会部の記者となった⁴³⁾。その時期については、労働運動を行っていた1932年から1933年春頃までと、石川の鉦山で働いていた1934年夏頃から1936年春までを除いた時期、すなわち1933年春頃から1934年夏頃までと推測される⁴⁴⁾。

天達は中学5年生の頃に、教会関係の仲間とともに『愚人』という同人誌を発行するなど、元々物を書く創作活動を好んで行っていた。また、1933年より共に労働運動を行った福田正義は、その頃の天達は「猛烈な勢いで創作活動をしていた」とし、「彼は精力的で、メモ用紙をもっていて、しょっちゅう中書いていた。私は、彼がその後の人生の上で、なぜ文学に専念するようにならなかったのだろうかと思議に思うくらいである」と語っている⁴⁵⁾。このように、物を書くことが好きだった天達は、自らの特技を生かせる社会部の記者という職業を選んだと考えられる。

『門司新報』は北九州地区での本格的な日刊紙として、1892年5月21日に発刊された地方紙である。当初の販

売区域は、小倉・門司を中心とした北豊前地方に限られ、部数は千部を超えることはなかったが、当時の赤間関市（1902年より下関市）には創刊当初から多数の読者がいたようである⁴⁶⁾。明治・大正期は門司を情報発信基地とした日刊紙として隆盛を極めたが、中央の朝日・毎日という大新聞が九州に進出したことで守勢に立たされるようになり、関東大震災以降は関西・関東からの広告料が激減して経営に打撃を与えることとなった⁴⁷⁾。

こうした経緯をみると、天達が入社した1933年頃も、門司新報社の経営は順調ではなかったと思われる。実際、天達が所属した社会部の部員は天達のみ、そして編集長を含めて編集委員は五、六人という小さな組織であった⁴⁸⁾。そして天達は、「大新聞支社の社会部記者は、それぞれ支社の自動車があって、機動的に取材活動ができましたが、小さな地方新聞に属する私は、これに同乗させてもらうという肩身のせまいものでした」と、思うような活動ができなかった感想も述べている⁴⁹⁾。

1934年の時点で、『門司新報』は下関、東京、大阪、小倉、若松、八幡、福岡、築上、別府に支局があり、全国的なニュースについても掲載されていたが、地方紙であることから、門司を始めとする北九州地域や対岸の下関などのニュースが主に取り上げられていた。そして、1934年7月17日には、「下関、長府を中心に 恐るべき赤化運動 折井長司外三名の公判 下関支部で開廷さる」という見出しで、全協の活動を行い捕らわれた折井らの公判が同月17日、18日に行われることが取り上げられた⁵⁰⁾。さらに7月18日には、「長関共産党 公判始まる 三名とも転向を誓ひ 公訴事実を承認す」という見出しで公判の様子が掲載され⁵¹⁾、8月1日には「長関共産党事件 判決言渡」として折井が懲役2年6ヶ月未決250日通算となったことなどが報じられた⁵²⁾。仲間の公判の様子が『門司新報』で報道されているのを、天達はどのような思いで見ているのだろうか。

(2) 「ルンペン記」

天達は、福田正義と長岡重助が1933年11月より発行を開始した『展望』という雑誌において、「穂刈浩」というペンネームを使っていた⁵³⁾。このペンネームを使って執筆していた可能性も視野に入れつつ、門司新報社で働いていたと推測される1933年から1934年にかけての『門司新報』を調べたが、天達忠雄、あるいは穂刈浩の署名による記事を確認することはできなかった。しかし、その内容と文体から、天達が執筆した可能性が極めて高いと思われる記事があった。それは、「ルンペン記」である。

「ルンペン記」は、1934年7月17日に『門司新報』で

折井長司らの裁判が「恐るべき赤化運動」とセンセーショナルに取り上げられてから、約2週間後の1934年7月29日より連載が始まった⁵⁴⁾。8月4日までの連続した7回の連載であり、筆者は「黙然人」というペンネームであった。署名記事ではないため、「ルンペン記」を天達が書いたものと断言することはできないが、以下で「ルンペン記」の3つの特徴を論じたうえで、天達による執筆だと考えられる理由について確認する。

まず、第1にルンペンというテーマそのものの取り上げ方に特徴がある。当時のルンペンは、新聞においてすら、さげすまれたり興味本位に取り上げられたりすることが多かった⁵⁵⁾。しかし、「ルンペン記」は「一組のルンペン親子の正直な日記」であり、「生きた人生哲学とも見る事が出来よう」（連載1回目、以下括弧に掲載回のみ記載）と位置づけられている。その上で「た坊」という児童が「かなしい旅」というタイトルで、父親とともに仕事を求めて当てのない旅を続ける様子が描かれている（2回目）。

また、連載2回目の終わりから6回目までは父親の日記形式の記述となっているが、「求職に狂奔する。ない。」（2回目）、「血縁の者が堺に居ると聞いてみたので態々訪ねる。町外れまで隈なく探したが判らぬ。（中略）金を余分に持たないと知った宿は冷淡にも宿泊を拒絶した。（中略）其夜ルンペンの第一夜を駅の待合室で明かす。」（3回目）などと、困難な旅の様子が描かれている。また、職を求めて彷徨う中で、警察が保護を加えると言いながらも自由を拘束したことに触れ、さらに別の日にも「如何なる理由を以てか一夜の検束を受けた」ために「た坊」が泣きながら「父さんを入れなくてください、何も悪いことはしません」と言ったことに対し、父親は「思はず涙がにぢみ出た」のであった（6回目）。

このように、「ルンペン記」にはルンペンの生活の辛さ、厳しさが多数描写されている。ただし、その苦しい道中においても、滋賀の三井寺に詣でて「殊勝な心もあつたが坊に世間を見せておきたかつた」（4回目）と見聞を広げることを忘れなかったり、夜中に道を間違えてさまよっている時にトラックが2人を乗せてくれたことに触れたり（5回目）するなど、困難な日々の中にも喜びや希望を見出そうとする姿もあった。このように、ルンペンの生活を興味本位で取り上げるのではなく、1人の人間として喜怒哀楽を含めて論じるのは、ルンペンの境遇に理解及び共感のある者でなくては難しいと考えられる。

そして、「ルンペン記」に出てくる児童の名前が、天達の名前「忠雄」の頭文字と同じ「た坊」となっている

ことも、単なる偶然でないと思われる。実際に、天達は明治学院在学中に、一緒に下宿していた三吉明と横山春一から、「た一坊」と呼ばれていたのである⁵⁶⁾。加えて、「ルンペン記」にみられる父親が子を思い、子が父親を思う姿は、天達と天達の父親との関係を彷彿させる⁵⁷⁾。天達は幼い頃から、鉱山で働く父親と離れて暮らしていた。そして、母親と2人で暮らしていた兵庫の但馬に父親が迎えに来て愛媛に引っ越したことについて、「年代記メモ」で、「六才頃、父が私たちを迎えにきました。生れて初めて人力車と汽車に乗り、大阪に出ました。その時は駅前のイルミネーションのかがやきや通天閣に一驚したものです。大阪から汽船で瀬戸内海を西条まで行き、徒歩で、八里の道を鉱夫に背負われて四国山脈の頂上にある鉱山に着きました」と語っている⁵⁸⁾。普段は一緒に過ごす時間が取れない父親が遠路から迎えに来て、初めて人力車や汽車に乗り、大阪のイルミネーションや通天閣を共に見たことは、たとえそれがわずかな時間であっても、後年になって思い出として語るほど天達にとって忘れられない経験であったと思われる。珍しいものを子どもに見せたいという天達の父親の思いは、「ルンペン記」で三井寺に詣でて、「坊に世間を見せておきたかつた」と述べたルンペンの父親の思いとして代弁されているのではないか。

次に、「ルンペン記」の第2の特徴として、見出しに毎回創作された短歌が掲載されていることがあげられる。たとえば「人の世を住みぢびたれど如何せんに移り住むべき宿のなければ」（1回目）、「いくぞたび夏は来れど我が思ひ優りて苦しき日とてあるべき」（3回目）という短歌である。また、鴨長明の歌の一部（1回目）、（柿本）人麻呂の歌（4回目）、飯尾彦六左衛門の歌（5回目）が引用されるなど、「ルンペン記」の作者には短歌に関する詳しい知識や創作の素養があったと考えられる。

天達と短歌といえば、戦時中に特高警察に捕らわれた際、警察署と拘留所で創作した『幽囚の歌』で知られており⁵⁹⁾、この中から6首が『昭和萬葉集』に掲載されるなど⁶⁰⁾、その技能の高さは広く知られている。ルンペン記と『幽囚の歌』は作られた時期が大きく異なるが、以下のように、双方で表現が似ているものが確認できる。

まず、「雨がけむる」という表現である⁶¹⁾。ルンペン記の2回目に「五月雨は煙る軒端に降り暮れて去りにし人の後ぞ偲はる」という歌があり、『幽囚の歌』では「雨けむる初秋の日の獄窓にこころたらひてふみよみてをり（1944年9月6日）」、「紫陽花の花咲きにけり牢獄の荒れたる庭に梅雨けむりて（1945年6月21日）」と歌

われている。

さらに、春の情景を表すのに「鳥唄う」という表現が使われている点である。ルンペン記の7回目には「野に山に春は来ぬらん鳥唄ふされど我身は元の身にして」という歌があり、『幽囚の歌』では「花開き鳥の唄へる春の野を酷寒の夜の獄に夢みき（1944年1月28日）」と歌われている。

また、天達が1936年に明治学院に復学した後、同級生となった加藤四郎は、1938年12月から1940年10月まで満州で軍隊生活をしていた際に、天達から慰問袋が送られてきて、その中に万葉集上下二巻が入っていたと語っている。加藤は「あのカサカサした軍隊の内務班の生活の中で読んだ、解説付きの萬葉集はどんなにか心の糧になったことであつたろうか」と感謝の気持ちを述べているが⁶²⁾、天達自身も万葉集を好んで読んでいたからこそ、贈り物として選んだのではないだろうか。

そして、「ルンペン記」の第3の特徴として、ルンペン記の結論と主張がある。最終回である7回目は「結び」となっており、「失業者—ルンペン」という表現をつかい、改めてルンペンを失業者と位置づけている。その上で、ルンペンに対し、次のような対応が必要だと主張している。

ルンペンが喰ふに食なく着るに衣なく住むに家なく町から村、村から町を絶望的に彷徨いてゐる時何人か涙なくしてこれを見送ることが出来得ようか。或人々は「働かざる者は喰ふべからず」と云ふ。然しこれ程自然の法則を無視し人権を蹂躪した無慈悲な云い方はあるまい。働かうにも職はなく血を絞り、骨肉を削ても尚食ふことの出来ない人々が如何に多いか。更に老年、幼年の者の職なく寄邊なく剩さへ不治の疾患に悩まされて路傍に斃死する者があるに至つては働けない者にも食はしてやるだけの社会的仁慈が必要となりはしないか。（尤も「働かざる者」を「怠けて働かない者」に限定するならば自ら別問題ではある）政治の要諦は実にこゝにあるのだ。国民の苦痛犠牲を出来るだけ少くし幸福、利益を出来るだけ多く与へる——奪ふ政治でなく与ふる政治——これが政治の口髄ではあるまいか⁶³⁾。

このように、「ルンペン記」の最終回は、6回目までの「た一坊」親子の日記を踏まえたうえで、働けない者に対し「食はしてやるだけの社会的仁慈が必要」であると主張している。注目すべきは、単なる仁慈ではなく、「社会的」仁慈が必要としている点である。この時期は、財政難等を理由に実施が3年近くも延期となっていた救護法が、1932年1月になってようやく施行されたとい

う状況であり、社会事業や社会保障法制の整備もまだ不十分であったため、働きたくても職がない人を社会的に救う手立てはなかった。そして、失業者のための組織化を行ったり、労働運動をしたりすれば、それを理由に逮捕されるという社会状況であった。

しかし、「ルンペン記」では「食はしてやるだけの社会的仁慈」を主張する為に、様々な工夫がなされている。まず、「ルンペン記」という、あえて読者の関心を引くようなタイトルをつけながらも、怠け者で社会における迷惑な存在という従来のルンペン観を覆すような、仕事を必死に探して懸命に生きるルンペンの姿を描いていることが挙げられる。そして、大人のルンペンの境遇のみを取り上げれば批判も多くあろうが、そこに「た坊」という父親思いの幼い子どもを登場させることによって、ルンペンの生活が苦しければその子どもも苦しんでいるということを示して「社会的仁慈」への理解を求め、さらにそれを保障するための「与ふる政治」の重要性を主張したのである。

以上、大きく3点に分けて、「ルンペン記」の特徴と天達による執筆だと考えられる理由について論じてきた。繰り返しになるが、「ルンペン記」を天達が書いたと断言することはできない。だが、折井長司らの公判が報じられていた時期に、朴念仁をもじった「黙然人」というペンネームでルンペンに対して社会的仁慈が必要であると訴えるなど、権力に対する反骨精神がみられること、そして天達自身の生き方にも通じるような、どんなに苦しい状況の中でも希望を見出そうとする人間の姿を描いていることから⁶⁴⁾、天達が「ルンペン記」を書いた可能性は非常に高いと考えられる。

天達が門司新報社で働いていたのは、最長でも1934年夏頃までのため、天達は「ルンペン記」を書いてまもなく門司新報社を辞め、石川県の鉱山で働くようになったと考えられる。自由に自分の意見を書いて発表することが困難となっていた時代に、そしてルンペンに対する偏見が根強い社会の中において、言葉を慎重に選びながら「ルンペン記」を書いたことは、当時の天達が出来る精一杯の取り組みだったのではないだろうか⁶⁵⁾。

(3) 金野鉱山での勤務と明治学院への復学

労働運動と門司新報社での勤務を経て、下関で適職に就くことのできなかつた天達は、父が鉱業所長として勤めていた石川県能美郡金野鉱山の事務職員として働くこととなった⁶⁶⁾。金野村(現小松市)は能美郡のほぼ中央に位置しており、金属鉱物資源と非金属鉱物資源ともに他の地区より豊富であった。1935年の金野村の人口は286戸、1,551人であり⁶⁷⁾、同年の下関の人口が13万

2,737人であったことを踏まえると⁶⁸⁾、賑やかな都市から人口の少ない自然豊かな環境へと転居したことになる。そして、子どもの頃から父親と離れて暮らすことの多かった天達は、初めて父親と2年近くの時を共に過ごすこととなった。その思い出は、『幽囚の歌』の中にも、「茶の花は父と暮せし加賀の国の山の畑に咲ける花なり(1944年10月28日)」と歌われている。

このような時を過ごす一方で、鉱山での仕事は、天達にとって農民や労働者のおかれている厳しい環境に直接触れる機会ともなった。天達は後の1939年に社会事業研究所に入所したが、同僚の浦辺史と重田信一は戦前に天達の父がいた鉱山を訪れている。その時の状況について、浦辺と重田は1986年に行われた座談会において、天達の思想形成と結びつけながら次のように語っている。まず、浦辺は鉱山の様子について、「とても人間が通れないような、モグラの穴みたいなところを這うようにして、はしごがかかっている」と語り、重田も「そんなに金の含有量の多くない鉱脈を掘ってもあまり利益にならないんですね。鉱夫の賃金も多くない。それで一年中掘っているんじゃなくて、農閑期を利用して農家の人に来て働いてもらってたんですね。農家の人の内職みたいなものだから一年中働いているわけではないから採算もとれなかったでしょう」と続けている⁶⁹⁾。その上で、浦辺は「その頃の農民の悲惨な状態と、働いている労働者の状況をみてたまらなかつたらしいね」と天達の気持ちを慮っている⁷⁰⁾。浦辺が指摘するとおり、自然豊かな環境で父と共に穏やかな生活を送りながらも、天達は鉱山で働く労働者や農民の境遇を目の当たりにしており、それが後の明治学院への復学や社会事業研究所における農村社会事業の研究等にもつながっていったと考えられる。

そして、天達が鉱山で働いていた1936年に二・二六事件が発生した。天達はその時の気持ちについて「年代記メモ」で、「ここに勤めて二年近く経った頃、突然、号外で二・二六事件を知り、社会的な大変動期を感じ、明学に復学しようという気持ちを強く持つようになりました」と説明している⁷¹⁾。二・二六事件は、皇道派の陸軍青年将校らによるクーデターとされるが、彼らに思想的な影響を与えたのは、国家社会主義を主張した北一輝であった。北は1919年8月に『国家改造案原理大綱』を著し、それに修正を加えた『日本改造法案大綱』を1923年5月に出版している。そこでは、国外への武力進出を目指し、天皇と軍隊を中核とした国家改造方針が打ち出された。その方針の中で、北は私有財産限度、土地処分三則、大資本の国家統一、労働者の権利、国民の

生活権利を主張するなど⁷²⁾、武力進出を前提としながらも、社会主義的な政策の必要性を訴えている。

労働運動が弾圧され、社会主義について公に語ることははばかれるようになっていた時代において、部分的にはあるものの社会主義の思想を背景とする二・二六事件が起きたことに、天達は大きな衝撃を受けたと考えられる。そして、鉾山において農民や労働者の境遇を憂えていた天達は、二・二六事件を「社会的な大変動期」と捉え、農民や労働者を取り巻く社会的状況の改善を目指すために、改めて学問を深めたいと考えて復学を決意したのではないだろうか⁷³⁾。

以上、本稿では1931年秋から1936年春までの天達の活動について論じ、それが明治学院への復学にどのようなつながっていったのかについて考察を行った。その間の労働運動の取り組みや、門司新報社と鉾山での勤務においても、天達は失業者や労働者、農民らが苦しい生活を強いられていることを憂い、その人たちに寄り添おうとし、その状況を変えるために実際に活動したり、行動を模索したりしていた。下関失業者同盟結成大会の開催によって逮捕される経験をし、その後、労働運動を続けることが難しい時代となっても、天達は「足で考える」実践を、諦めることなく続けようとしていたのである。そして、その結果が再び社会事業を学ぶ道へとつながっていった。

おわりに

はじめに述べたように、本稿で論じた天達の活動については、天達や関係者の証言に基づく推測が多く含まれるという限界がある。だが、下関で行われた労働運動について、当事者たちが記憶を頼りに語ったのに対し、特高警察のもとには取り締まりの記録として残っていたという事実こそが、困難な状況の中で運動が行われたことの証左である。そして、労働運動が続けられなくなっても、天達は社会の問題を他人事として済ませず、むしろその問題を自らに引き付けて考え、それに対してどのような態度を取るのかを常に自身に問いながら進路を選択していた。特高警察は、弾圧によって労働運動をやめさせることは出来たけれども、社会的に弱い立場の人々に思いを寄せ、その人たちのために行動しようとする天達の決意を、変えることはできなかったのである。

謝辞

この研究を遂行するにあたり、福田正義記念館の本田美沙氏から大変貴重なお話を聞かせていただきました。厚く御礼申し上げます。

付記

本研究は JSPS 科研費 17K13878 の助成を受けた研究成果の一部である。

註

- 1) 渡邊かおり (2018) 「文化活動から労働運動へ—天達忠雄の青年期の活動に焦点をあてて—」『愛知県立大学教育福祉学部論集』66、109-116
- 2) 天達忠雄 (1979) 「社会科から社会学部へ—1 教員の年代記メモ」明治学院大学社会学部50周年記念事業委員会『記念樹とともに—明治学院大学社会学部50周年特集—』212
- 3) 天達玲子編 (1990) 『天達忠雄追悼文集』329
- 4) 樋口雄一 (1990) 「下関時代の天達先生」天達玲子編『天達忠雄追悼文集』235
- 5) 同上、235
- 6) 「赤色労働組合インタナショナルの行動綱領と日本労働組合全国協議会の新旧綱との比較対照」内務省警保局保安課編 (1932) 『特高月報 (昭和7年9月分)』内務省警保局保安課、163-167
- 7) 公職選挙法の改正により2016年6月より18歳以上に年齢の引き下げが行われた。
- 8) 1935年に掲載されたのは、『特高月報 (昭和10年1月分)』、『特高月報 (昭和10年6月分)』、『特高月報 (昭和10年8月分)』のみであった。
- 9) 「研究資料 日本労働組合全国協議会」内務省警保局保安課編 (1931) 『特高月報 (昭和6年3月分)』内務省警保局保安課、47
- 10) 同上、49
- 11) 特高警察の調べによると、1931年12月における日本労働組合全国協議会の会員は11,999名 (所属が9,225名、影響下が2,774名) であり、そのうち4,671名 (所属が4,106名、影響下が565名) が「鮮人」とされている。『特高月報 (昭和6年12月分)』に付属する資料「社会運動団体現勢一覧表」の「主要労働団体連合体 (極左派及自由連合体派)」(9頁) による。
- 12) 天達忠雄、前掲註2)、212
- 13) 樋口雄一、前掲註4)、235
- 14) 尾崎勇喜・杉尾敏明編著 (1979) 『気骨の人・山本利平』文理閣、99
- 15) 同上、99。当該部分では「青山学院大学の天達忠雄教授と懇意になったのもこの頃だった」と説明されているが、これは明治学院の誤りであると考えられる。なおこの本は、編著者である尾崎と杉尾が、「御本人から聞きとりましたものに忠実にしたがいがながら、著者が手を加え記述したもの」(2頁) である。
- 16) 福田正義著、長周新聞社編 (2002) 『展望前後 福田正義 戦前の斗い』長周新聞社、37
- 17) 国土交通省 九州地方整備局 下関港湾空港技術調査事務所「事務所紹介 沿革」<https://www.pa.qsr.mlit.go.jp/gityou/office/history.html> (最終閲覧日2019年10月14日)
- 18) 『関門日日新聞』1932年11月5日
- 19) 福田正義、前掲註16)、37。当時、福田は看板屋を開いていた。
- 20) 同上、37
- 21) 天達と福田は、その後生涯を通じて友人であった。福田は1939年から1947年にかけて大連にいたが、帰国後に天達に会った際、天達が獄中で作った短歌『幽囚の歌』の原本 (ちり紙に書かれたものと雑誌の文字を爪で切り取って紙に貼ったもの) を見せられたことについて、「爪でちぎられた一字一字の不揃いの花のような小さな紙片の列が、まるで生きもののような印象で、反戦主義者として捕えられて、生命の保証の全くない戦争末期の監

- 獄の中で、こういうものを創る天達という男の体の弱いのに似ないシンの強さに私は心を打たれた」と語っている。福田正義、前掲註16)、41。また、福田の三女・本田美沙氏の証言によると、福田は東京に行く時、いつも天達の家泊まっていた。そして、天達は必ず福田に対し、子どもたちへとお菓子やマフラーなどのお土産を持たせてくれたという。また、福田は天達と妻・文子が食事の際にお祈りをささげる様子など、天達家の日常生活の光景を子どもたちに語っていた。筆者が2016年7月29日に本田美沙氏に行った聞き取りによる。
- 22) 内務省警保局保安課編 (1933)『特高月報 (昭和8年4月分)』内務省警保局保安課、18
- 23) 同上、19
- 24) 内務省警保局保安課編 (1933)『特高月報 (昭和8年5月分)』内務省警保局保安課、11
- 25) 福田正義、前掲註16)、249-250。ただし、本書では飯田治男の氏名は「飯田春男」と表記されている。
- 26) 『門司新報』1934年7月18日
- 27) 樋口雄一、前掲註4)、235-236
- 28) 福田正義、前掲註16)、248
- 29) 内務省警保局保安課編、前掲註24)、11
- 30) 尾崎勇喜・杉尾敏明、前掲註14)、119-120
- 31) 同上、120
- 32) 同上、120
- 33) 天達忠雄、前掲註2)、212-213
- 34) 同上、213
- 35) 『門司新報』1933年4月18日
- 36) 喫茶モロッコに通っていた福田正義は、店内でよく見かけた長岡に店の外で声をかけて交流するようになり、後に彼らは雑誌『展望』を発行した。そして、天達はこの雑誌に原稿を寄せている。福田正義、前掲註16)、41、60-61
- 37) 『馬関毎日新聞』1933年4月18日
- 38) 尾崎勇喜・杉尾敏明、前掲註14)、121
- 39) 天達忠雄、前掲註2)、213
- 40) 内務省警保局保安課編、前掲註24)、25
- 41) 樋口雄一、前掲註4)、235
- 42) 同上、234
- 43) 福田正義は天達とともに門司新報で一緒に働いていたと語っている。ただし、福田は1935年から門司新報社で働き始めており、この時期に天達は石川県の鉱山で働いていることから、働いていた時期については証言に少しずれが生じている。ただし、福田は1935年頃に天達と共に門司にいた柳瀬正夢を訪ねたとも語っており、天達が石川県で働いていた頃にも、時折下関に戻っていた時期があり、門司新報社とのつながりがあった可能性もある。福田正義、前掲註16)、38-41
- 44) 天達は「年代記メモ」において、石川県の鉱山で父親と共に働くようになって二年近くがたった時に二・二六事件を知り、明治学院に復学したと述べている。このことから、1934年春から、あるいは遅くとも夏頃から石川県の鉱山で働いていたと考えられる。本稿では、天達執筆と思われる記事が1934年夏に『門司新報』に掲載されていること、そして天達の証言にある「二年近くがたった時」という表現に基づけば、鉱山で働いていた時期を1934年夏頃から1936年春とみなすことも可能であることを踏まえ、門司新報社で働いていた時期について「1933年春頃から1934年夏頃まで」という説を採った。
- 45) 福田正義、前掲註16)、38
- 46) 松本洋一 (2012)『門司新報を読む 明治編』1-2
- 47) 同上、3
- 48) 天達忠雄、前掲註2)、213
- 49) 同上、213
- 50) 『門司新報』1934年7月17日
- 51) 『門司新報』1934年7月18日
- 52) 『門司新報』1934年8月1日
- 53) 福田正義、前掲註16)、36
- 54) 『門司新報』1934年7月29日～8月4日
- 55) 天達が門司新報社で働いていたと考えられる時期に、次のようなルンペンに関係した記事が『門司新報』に掲載されている。1933年12月6日の「火災を尻目に ルンペンの入浴 下関唐戸の宵火事」という記事では、同所で焚火をしたルンペン (31歳、記事では出身地と氏名あり)の火の不仕末〔原文ママ〕が原因で火災となったとあった。また、1934年3月3日の「下関に怪火不在の下駄屋のボヤ」という記事では、火の気のないところからボヤとなったことから、下関署が「放火か或いはルンペンの仕業ではないか」と取調中であることが報道された。前者の記事については、通常は火災の記事において見出しに原因となった者の職業は書かないのに、わざわざルンペンと入れている。また、後者の記事においても、ボヤの原因が不明なのにもかかわらず、ルンペンの仕業ではないかという下関署の見解を載せている。いずれも、ルンペンは社会における迷惑な存在、罪を犯してもおかしくない者というニュアンスで取り上げられているのがわかる。これに対しルンペン記には、ルンペンを非難する言葉はなく、むしろその立場を擁護する姿勢で書かれている。当時としては極めて異例な内容だったと考えられる。
- 56) 三吉明 (1990)「セツルメント時代」天達玲子編『天達忠雄追悼文集』85
- 57) ルンペンに対する偏見の目が少しでもあるならば、鉱山で働いている父親と自らの関係を、ルンペンの親子関係に重ね合わせることはできなかっただろう。しかし、ルンペンを自らと対等な人間としてみていたからこそ、自分たち親子と同じようお互いを思いやるルンペンの親子の姿を描いたと思われる。
- 58) 天達忠雄、前掲註2)、210
- 59) 天達忠雄 (1965)『幽囚の歌』
- 60) 『昭和萬葉集 巻六』に5首、『昭和萬葉集 巻七』に1首が掲載されている。
- 61) 天達と交流のあった中谷千鶴子は、天達直筆の「雨けむる 加賀越前の夏の朝 旅路にありて妹思いおり」という色紙の思い出について語っている。「雨けむる」という表現を天達は好んで使っていた可能性がある。中谷千鶴子 (1990)「隣人として」天達玲子編『天達忠雄追悼文集』109
- 62) 加藤四郎 (1990)「天達学兄を想う」天達玲子編『天達忠雄追悼文集』73
- 63) 『門司新報』1934年8月4日。判読不可能な文字は口とした。
- 64) このような生き様は『幽囚の歌』に最もよく表れているが、天達は公刊された最初の論文「学窓に反映せる日本社会事業の相貌」(『社会事業』21巻8号)においても希望について論じている。このことは、別稿で論じる予定である。
- 65) なお、本文で詳しく取り上げることができなかったが、天達が『門司新報』に書いたと思われる記事はもう1つあった。それは、1934年3月14日から3月19日まで『門司新報』に連載された「粕屋郡下の産業組合を観る」という記事である。これはペンネーム「碧珠園生」が、3月11日に福岡県粕屋郡方面に日帰りで産業組合の視察に出かけた記録である。全購連と全販連主催のもとで、九州日報、関門日日新聞、福岡日日新聞の社員も参加し

て合計 8 名が門司駅を午前 8 時 40 分に出発して、午前 10 時 16 分に古賀駅に到着、2 台の自動車に分乗して青柳村に向かい取材を行い、午後 10 時 40 分に門司に戻ったという内容であった。天達は新聞記者時代について、「大新聞支社の社会部記者は、それぞれ支社の自動車があって、機動的に取材活動ができましたが、小さな地方新聞に属する私は、これに同乗させてもらうという肩身のせまいものでした」と語っていたが、「粕屋郡下の産業組合を観る」にはこれに似た取材のあり方が掲載されている。また、この記事には花鶴川の流れを見て「川岸にもの洗う婢や春浅し」という俳句が載せられたり（連載 3 回目）、「一句を駄句つて見くなつた」として「風はなぎだよ 波さへ静か 大漁大漁で 舟こぎ戻りや 濱ぢやあの娘が待つてゐる」と歌ったりしている（連載 6 回目）。産業組合というテーマに加えて、俳句等の創作活動が掲載されていることから、天達による執筆の可能性が高いと考えられる。

- 66) 遠藤興一 (1998) 「天達忠雄と明治学院セツルメント」明治学院人物列伝研究会編『明治学院人物列伝—近代日本のもうひとつの道—』新教出版社、426
- 67) 川良雄 (1975) 『金野乃郷土史』金野の郷土史編集委員会、9

- 68) 下関市市史編修委員会編 (1978) 『下関市史・年表篇』下関市役所、232
- 69) 浦辺史・重田信一・五味百合子 (1986) 「座談会 戦時下の社会事業と社会事業研究所の活動—天達忠雄氏を偲びつつ—」日本福祉大学『研究紀要』69、67
- 70) 同上、67
- 71) 天達忠雄、前掲註2)、213
- 72) たとえば、私有財産限度については「日本国民一家ノ所有シ得べき財産限度ヲ壹百万円トス」と、労働者の権利については「労働時間ハ一律ニ八時間制トシ日曜祭日ヲ休業シテ賃金ヲ支払フベシ」と主張されている。北一輝 (1923) 『日本改造法案大綱』改造社〔北一輝 (1959) 『北一輝著作集第 2 巻』みすず書房、298-330 所収〕
- 73) 二・二六事件が明治学院への復学につながったことについて、遠藤興一は「天達の生活態度には、その文学的資質も加わってか、事柄の本質を直感的に判断し、そこから行動の原則を抽出するという傾向が認められるが、この時もそうした判断が加わっていたよう」と分析している。遠藤興一、前掲註66)、427